

港区特別職報酬等審議会答申（概要）

1 区議会議員の議員報酬及び特別職の給料

3. 40%引き上げる。

議員報酬

単位：円

区分	改定後の報酬月額	現行の報酬月額	引上げ額
議長	950,900	919,600	31,300
副議長	821,900	794,900	27,000
委員長	684,600	662,100	22,500
副委員長	656,100	634,500	21,600
議員	643,500	622,300	21,200

※実施時期 令和7年12月1日

特別職給料

単位：円

区分	改定後の給料月額	現行の給料月額	引上げ額
区長	1,316,400	1,273,100	43,300
副区長	1,058,500	1,023,700	34,800
教育委員会教育長	983,500	951,200	32,300
常勤監査委員	786,900	761,000	25,900

※実施時期 令和7年12月1日

## 2 区議会議員及び特別職の期末手当

年間支給月数を0.05月引き上げる。

支給月	6月	12月	合計
現行の年間支給月数	2.1月	2.1月	4.2月
令和7年度	2.1月 (一)	2.15月 (+0.05月)	4.25月 (+0.05月)
令和8年度以降	2.125月 (+0.025月)	2.125月 (+0.025月)	4.25月 (+0.05月)

※実施時期 令和7年度は、令和7年12月1日、令和8年度以降は、令和8年4月1日から実施。

ただし、令和7年度中に就任した副区長及び教育長については、令和7年度に限り年間支給月数の引上げ幅を0.025月とする。



令和7年12月1日 資料No.22-2  
総務常任委員会

令和7年11月21日

港区長 清家 愛 様

港区特別職報酬等審議会

会長 古川 史高



区議会議員の議員報酬及び特別職の給料、区議会議員

及び特別職の期末手当の額等について（答申）

令和6年7月24日付6港総総第1590号により、本審議会に対し質問を受けた事項のうち、区議会議員の議員報酬及び特別職の給料、区議会議員及び特別職の期末手当の額等について、別紙のとおり審議結果を答申します。



## 答 申

### 1 はじめに

本審議会は、港区特別職報酬等審議会条例第2条第3項の規定に基づき、令和6年7月24日、港区長から、区議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当の額並びに区長、副区長、教育委員会教育長及び常勤の監査委員（以下「特別職」という。）の給料、旅費、通勤手当、期末手当及び退職手当の額並びに政務活動費の額の適否等について諮問を受けた。

今般、令和7年10月14日の特別区人事委員会の職員の給与等に関する報告及び勧告（以下「特別区人事委員会勧告」という。）が示されたことを受け、本審議会では、諮問事項のうち、区議会議員の議員報酬及び期末手当並びに特別職の給料及び特別職の期末手当の額等について審議し、答申することとした。

本審議会の各委員は、区民の代表としての自覚と責任のもと、幅広い視野に立ち、公正かつ客観的な立場で、闘闘に議論し、慎重に審議を行った。

審議に際しては、議員報酬・特別職給料等の23区比較、報酬・給料等の改定経過、港区の財政収支等の説明を受けた。

また、議員報酬・特別職給料の改定試算等の資料などを基礎資料とし、区長等の職責の重要性、一般職の給与との関係、区政を取り巻く社会経済状況の変化等を考慮し、広範な視点から検討した。

### 2 検討の背景

#### （1）社会経済状況について

令和7年10月発表の内閣府月例経済報告によると、「景気は、米国の通商政策による影響が自動車産業を中心にみられるものの、緩やかに回復している。先行きについては、雇用・所得環境の改善や各種政策の効果が緩やかな回復を支えることが期待されるが、米国の通商政策の影響による景気の下落リスクには留意が必要である。加えて物価上昇の継続が消費者マインドの下落等を通じて個人消費に及ぼす影響なども、我が国の景気を下押しするリスクとなっている。また金融資本市場の変動等の影響に引き続き注意する必要がある。」としている。

また、全国の世帯が購入する家計に係る財及びサービスの価格等を総合した物価の変動を時系列的に測定する2020年基準消費者物価指数全国

令和7年9月分は、総合指数112.0で前年同月比2.9%の上昇と報告されている。

## (2) 特別区人事委員会勧告について

令和7年の特別区人事委員会勧告は、月例給については、職員の給与が民間従業員の給与を下回っていた較差14,860円(3.80%)を解消するため、月例給を引き上げ、給料表を改定することが適当であり、改定に当たっては、若年層に重点を置きつつ、全ての級及び号給の給料月額の引上げを行うとしている。

新卒初任給については、今後も激しい人材確保競争が続くことが見込まれるため、大卒及び高卒初任給をそれぞれ区の一般職と同額まで引き上げ、管理職については、職務・職責をより重視した給料体系を実現し、早期昇格者の待遇改善を図るため、給料表を見直す内容となった。

特別給(期末手当・勤勉手当)については、民間との均衡等を踏まえ、年間支給月額を0.05月引上げ、4.9月とする内容であった。

区は、この報告を踏まえ、職員団体と交渉した結果、特別区人事委員会勧告どおりの内容で、職員の給与を改定する条例案を区議会に提出する準備を進めている。

## (3) 港区の状況について

区の人口は、平成8年以降の一貫した増加傾向から一転して、令和2年6月以降、新型コロナウイルス感染症の感染拡大に起因すると思われる減少傾向となっていたが、令和4年2月からは再び増加傾向となり、令和7年11月1日現在、270,217人で、前年と比較して約2,000人増加している。港区の将来人口予測(令和7年度改定版)では、長期的に増加傾向が継続し、令和15年に人口が30万人を超える見込みとなっている。

区財政について、令和6年度決算額は歳入が2,041億円、歳出が1,889億円で、歳入歳出差引額である形式収支は151億円の黒字となり、翌年度に繰り越すべき財源を差し引いた実質収支は144億円の黒字となった。

区債については、令和6年度は計画的な償還を行い、新たな区債を発行していないため、区債残高は283万円まで減少している。

財政の弾力性を示す総合的指標である経常収支比率<sup>3</sup>は、特別区税等の增收による経常一般財源の増により、前年度比6.1ポイント減の64.6%

となった。

また、自治体の財政力を判断する指標である財政力指数<sup>4</sup>は、1.17となり、経常収支比率、財政力指数とともに、他団体と比較し高い財政力が示されている。

歳入の分析について、歳入は一般財源<sup>1</sup>で特別区民税や株式等譲渡所得割交付金等が増となったことに加え、特定財源<sup>2</sup>で都支出金等が増となったことにより、前年度比239億円、13.3%増の2,041億円となった。

歳出の分析について、歳出は区内商店等消費喚起ポイント還元事業の減などにより、商工費の割合が減少したが、東麻布二丁目複合施設整備の増などにより、総務費の割合が、教育施設整備基金積立金の増などにより、教育費の割合がそれぞれ増加した。

令和7年度予算について、歳入は、区の歳入の根幹を成す特別区民税収入は、当初予算では過去最高額となる987億円を計上し、また、多様化する行政需要に応じた機動的な事業展開を推進するため、工事価格高騰の影響を受けている施設建設費用に公共施設等整備基金を53億円活用するなど、総額92億円の基金を活用するとしている。

歳出は、子どもたちが健やかに成長できる、しあわせな都市を実現する施策をはじめ、4つの重点施策に積極的に取り組むなど、一般会計予算として過去最大の規模となる総額2,043億円を計上した。

区は、物価高騰が区民生活や区内産業に影響を与え続ける中、社会経済情勢が日々刻々と変化する状況においても、港区ならではの質の高い行政サービスを維持しつつ、緊急課題等にも的確に対応できる財政構造を維持していくため、特別区民税等の収納率向上や人件費や物件費等の経常的経費節減など、不断の内部努力を徹底するとしている。

<sup>1</sup> 一般財源：特別区税、特別区財政調整交付金、地方譲与税、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、地方消費税交付金など、使途が特定されていない財源。

<sup>2</sup> 特定財源：国庫支出金、都支出金、使用料、手数料、財産収入、寄附金、諸収入など、特定の事業に充てなければならない財源。

<sup>3</sup> 経常収支比率：財政の弾力性を示す総合的指標で、自治体財政の自由度を計る最も一般的な財政指標。この比率が高いほど新たな住民ニーズに対応できる余地が少くなり、財政は硬直化することになる。

<sup>4</sup> 財政力指数：財政力を示す指標で、この指標が大きいほど財源に余裕があるといえる。ただし、理論上の数値であるため、この指標で直ちに財政の富裕度を判断することはできない。

### 3 審議

本審議会では、以下の項目について、共通の認識であることを確認し、議論した。

#### (1) 区議会議員の議員報酬及び期末手当並びに特別職の給料及び期末手当について

区議会議員の議員報酬及び特別職の給料は、職務の内容、職責の重要性に応じて定められるもので、一般職の給与体系とは性格が異なる。

しかしながら、その報酬や給料、期末手当は社会経済状況や民間の給与動向等と全く無関係に決定するのではなく、公民較差を考慮した一般職の給与勧告を参考とし検討すべきである。

また、区長及び区議会議員は、選挙により区民の信託を得てその職に就いていることを踏まえ、その額は区民の理解を得られるものでなければならない。

#### (2) 職責の重要性について

区長をはじめとした特別職は、行政運営と執行機関の最高責任者として、複雑多様化する区民ニーズを的確に捉え、区政の目指すべき将来像を実現するために高度な判断力、実行力が求められ、その役割と職責は極めて重要である。

区議会議員については、本会議、委員会等議会活動を通じて執行機関のチェック機能を果たすとともに、長期に渡り物価高騰が区民生活や事業活動に影響を及ぼす中、区民の要望への対応など、活動は広範囲に渡り、区民福祉の向上に向けて担う役割と職責はますます重要なものとなっている。

### 4 結論

#### (1) 審議結果

今回の結論を出すに当たり、本審議会では、依然として続く物価高騰及び港区の財政状況を念頭に置き、特別区人事委員会勧告を参考としながら、多角的観点から慎重に審議を行った。

審議の過程では、まず、特別区人事委員会の公民比較方法の見直し（比較対象企業規模を50人以上から100人以上に変更）について、その理由や50人以上の企業と比較した場合の較差などを詳細に確認した。

区議会議員の議員報酬及び特別職の給料については、総員が引上げの意向を示し、引上げ幅については、区内に集積する企業との較差は正や特別職

等の職責の重要性を重視し、特別区人事委員会勧告どおりの改定率が妥当との意見、特別職等の現在の給料等を踏まえ、上級職の号級の改定率を適用すべきとの意見、特別区人事委員会勧告は一般職を対象にしており、特別職等には勧告より低い改定率を適用すべきなどの意見があった。

以上のことと踏まえ、社会経済状況、港区の財政状況及び過去の報酬等の改定経緯を総合的に判断し、昨年の他区の改定状況も参考としながら、具体的な改定率については、特別区人事委員会勧告の公民較差（3.80%）とするか、一般職の上級号給（課長補佐及び管理職）の平均改定率（3.40%）とするか、またはその他の改定率を適用すべきかについて議論した。

議論の結果、一般職を対象とした特別区人事委員会勧告は、人材確保の観点等を踏まえ、若年層に重点を置いている点や、区長及び区議会議員は区民の信託を得てその職に就いており、報酬等について区民の理解を得られるものであることが必要であること等から、特別職及び区議会議員の役割及び職責の重要性や年齢層を踏まえ、月例給の改定率は、一般職の上級号給（課長補佐及び管理職）の平均改定率（3.40%）とすることが適当との結論に至った。

期末手当については、特別職及び区議会議員が区民福祉の向上に向けて担う役割や職責の重要性を再認識する要素となる等を理由として、総員が勧告どおりの引上げの意向を示し、特別職及び区議会議員の期末手当は、年間支給月数を0.05月引き上げることが適当であるとの結論に至った。

改定の実施時期は、一般職の実施時期、過去の答申における実施時期、他区の状況等を参考に議論した。

退任者については、その任期期間は労働の対価として支給すべきとして、実施時期を令和7年4月1日とする意見、昨年の答申との継続性を図り、実施時期を遡及しつつも、実施時期以降に退任した者は引上げを実施しないとする意見、実施時期を遡及せず将来の日付とし、増額又は減額といった改定の内容にかかわらず統一した取扱いとすべきという意見などがあった。

議論の結果、特別職等の給料及び報酬は、特別職及び区議会議員は任期が定められ、一般職の給料とは異なり、その役割と職責に対する報酬であること、区長及び区議会議員は選挙により区民の信託を得てその職に就いており、その報酬等の額は区民の理解を得られるものでなければならないこと、一般職とは異なり特別職等の給料の額は高額であるため、改定の内容による影響が相対的に小さいこと、特別区人事委員会勧告は一般職を対象としているものであること等の理由から、改定は答申後、速やかに実施すること

が適当であるとして、月例給及び期末手当いずれも令和7年12月1日から実施することが適当であるとの結論に至った。

## (2) 改定の内容

### ① 改定額

区議会議員の議員報酬及び特別職の給料について、3.40%引上げ、百円未満を四捨五入して算定する。

期末手当については、年間支給月数を0.05月引き上げる。

ただし、令和7年度中に就任した副区長及び教育長については、令和7年度に限り年間支給月数の引上げ幅を0.025月とする。

単位：円

区分	改定後の月額	現行の月額	月額の引上げ額
議長	950,900	919,600	31,300
副議長	821,900	794,900	27,000
委員長	684,600	662,100	22,500
副委員長	656,100	634,500	21,600
議員	643,500	622,300	21,200
区長	1,316,400	1,273,100	43,300
副区長	1,058,500	1,023,700	34,800
教育委員会教育長	983,500	951,200	32,300
常勤監査委員	786,900	761,000	25,900

### ② 実施時期

ア 区議会議員の議員報酬及び特別職の給料

令和7年12月1日

イ 期末手当

令和7年12月1日

## 5 おわりに

当審議会は港区長からの諮問に対して以上のとおり答申する。

特別職等及び区議会議員においては、職責の重要性を再認識し、物価の高騰により区民生活が厳しさを増す状況においても、区民の希望あふれる未来を開いていくため、区民の信託に応え、区民福祉の向上に一層尽力されることを強く要望する。

## 港区特別職報酬等審議会委員

会長	古川 史高
会長職務代理	臼井 浩之
委員	河合 智
委員	田中 泉
委員	堀 信子
委員	中野 智江子
委員	栗山 由美
委員	芝 耕太郎
委員	秋田 恵
委員	辻村 法泰